

電子交付サービスご利用規定

第1条（規定の趣旨）

本規定は、株式会社大東銀行（以下「当行」といいます。）が、当行で投資信託のお取引を行うお客さまおよび「インターネット投資信託サービス」をご利用のお客さまへの第3条に定める書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を、お客さまのパソコンやスマートフォン等（以下、「端末」といいます。）によりインターネットを通じてアクセスした当行のホームページ（以下、「当該ホームページ」といいます。）上で提供する方法（以下、「電子交付サービス」といいます。）を定めたものです。

第2条（書面の交付方法）

本規定により当行が行う電子交付サービスとは、当該ホームページにおいて、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により、お客さまに当該書面を交付する方法です。

第3条（電子交付の内容）

1. 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。

- ①取引報告書
- ②再投資報告書
- ③分配金報告書
- ④償還金報告書
- ⑤取引残高報告書
- ⑥運用報告書
- ⑦定時定額買付サービスご契約内容
- ⑧適格請求書（インボイス）
- ⑨非課税口座内上場株式等払出通知書
- ⑩お客さまにご負担いただいた費用・報酬のお知らせ
- ⑪非課税期間終了のお知らせ
- ⑫非課税口座開設のご案内
- ⑬非課税口座に関するお手続きのご案内
- ⑭第5条第4項により電子交付することとなった書面

第4条（電子交付サービスの留意事項）

1. 当行が第1条に規定する電子交付を行う方法は、前条第1項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法とします。
2. お客さまは、第3条第1項に規定する電子交付書面の発行の日から5年間は、当該電子交付書面のファイルの閲覧ができます。ただし、お客さまが当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客さまが閲覧を希望される日において効力を有している最新のものと異なる場合、当行は、お客さまが、当該最後取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場

合において、お客さまが当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。

3. お客さまにご用意いただくパソコンやスマートフォン等の情報演算処理装置等のシステム等においては、当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。
4. 電子交付書面の内容をご確認された際には、当該ファイルをお客さまの端末に備えられた情報記憶装置に記録（ダウンロード）してください。また、当該記録（ダウンロード）をしていただいた場合でも、電子交付書面の内容等が更新された場合には別途保存してください。

第5条（電子交付の承諾および申込み）

1. お客さまが電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出またはインターネット投資信託にて当行所定の方法により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第3条第1項に掲げる電子交付書面について一括して行うものとし、書面ごとの申込みはできません。
2. 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客さまのインターネット投資信託の申込完了日以降に、インターネット投資信託において発行する書面について電子交付します。なお、当行都合により、電子交付の開始が申込完了日以降となる場合があります。
3. 電子交付書面について、お客さまの請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。
4. 当行は、対象となる電子交付書面を任意に追加できるものとし、対象となる電子交付書面を追加する場合は、事前に当該ホームページ等で告知するものとします。
5. 法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付できるものとします。
6. 当行は、システムメンテナンス等のため、電子交付サービスの一部又は全部を停止することがあります。

第6条（当行都合による電子交付書面の書面交付）

前条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、書面交付させていただく場合があります。

第7条（法令等の遵守と規定の変更）

1. 本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあります。この場合は、当行は当該ホームページにて告知を行うこととし、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。
2. この規定に定めのない事項については当行所定の「インターネット投資信託取引規定」「証券振替決済口座管理規定」、その他の約款・規定等が適用されるものとします。

第8条（免責事項）

当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

- ① 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

第9条（電子交付サービスの解約等）

1. 当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。
 - （1）お客さまが、第7条に定める法令等に違反した場合。
 - （2）お客さまの投資信託口座が解約された場合。
 - （3）お客さまが当行への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
 - （4）お客さまが電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した場合
 - （5）上記のほか、お客さまによる電子交付サービスの利用が不適當であると当行が判断した場合
 - （6）当行が電子交付サービスを終了した場合

令和8年1月1日制定

以上